

競売制度研究会（第27回）議事録

日 時 平成20年3月11日（火）午後6時から午後9時まで

場 所 きんざいセミナーハウス2階会議室

出席委員 山本座長，岩井委員，笠井委員，久米委員，越山委員，小林委員，
下村委員，田作委員，松下委員，山下委員，山野目委員，吉田委員

議事内容 以下のとおり

- それでは、これから第27回競売制度研究会を始めたいと思います。
まず、配付資料の確認を、〇〇さんのほうからお願いします。
- それでは、配付資料の確認でございます。本日お配りいたしました配付資料は、大きく分けて5つでございます。1つ目は、研究会資料19でございます。「研究会報告書（案）（その2）」でございます。これは前回のご議論で出ました意見等を踏まえて改定したものでございまして、事前に各委員に送らせていただいているものでございます。続きまして2つ目は、研究会資料20でございます。「研究会報告書（案）（その3）」でございます。研究会資料19「研究会報告書（案）（その2）」でございますけれども、こちらにつきまして、各委員から事前にご意見をいただいております。そのうちの一部の意見につきまして、反映したものでございます。3つ目は、研究会資料21の「研究会報告書（案）（その3）の検討」でございます。こちらは委員から提出されました意見のうち、研究会資料20「研究会報告書（案）（その3）」に反映していない意見や、意見の対立のあったところなどをまとめたものでございます。
4つ目は、「研究会報告書（案）の別紙類」でございます。具体的に申しますと、1つ目が委員の名簿。2つ目が研究会の経過。3つ目は売却率に関するグラフ。4つ目は不動産執行事件の処理期間に関するグラフ。5つ目は、現況調査報告書と評価書の提出期間に関する円グラフでございます。続きまして、新B案、さらに新C案、D案についてのペーパーでございます。続いて、新B案、新C案、D案について、研究会の報告書（案）に盛り込んでお

ります意見を対比表の形で並べたものでございます。なお、一部の意見につきましては、簡略化して記載しております。次に、5つ目が、各調査担当委員の作成の、各種各国の競売制度の調査報告書でございます。具体的はテキサス州、ルイジアナ州、カリフォルニア州、ワシントン州、ワシントンD.C.、メリーランド州、イリノイ州、ミシガン州、フロリダ州、イングランド、ドイツの各不動産競売の調査報告書でございます。配付資料は以上でございます。

- ありがとうございます。あと席上配付で、〇〇委員のほうからですね。これは中身、議論にかかわるところですので、その際にご説明いただければと思います。

それでは、本日の議論でありますけれども、今、ご説明があった研究会資料20、それから研究会資料21についての議論が中心になろうかと思えます。そこで議論のやり方ですが、まずこの研究会資料20に基づきまして、これは先ほどご説明があった「研究会報告書（案）（その2）」について寄せられた委員の皆様からのご意見の一部を反映させたものということでありまして、この「研究会報告書（案）（その3）」につきまして、全体的に、まず皆様のご意見をいただくということを考えております。その後、研究会資料21のほうは、いただいた意見のうち、先ほどの資料20のほうに反映されていない部分を集めたものでありますが、この部分につきまして、これがなぜ反映されないのかというようなご意見を含めて、ご議論をいただければというふうに考えております。進め方について、よろしゅうございますか。どうぞ、〇〇委員。

- 既に今、先生がおっしゃったことにつながってくると思うんですが、その3についての全体的な意見をまず初めにとおっしゃっていて、それに関連することにもなるんですけれども、前回、〇〇委員のほうから、多数意見は何々である、あるいは少数であるというような記載はなくすべきだと。もしそういうことをするのであれば、報告書に名前を連ねることはできかねるという、非常に強い意見が出たと思うんです。私も〇〇委員と意見を同じくするんですが、その点は非常に重要なことであると思っております、もちろん今日お配りいただいた資料21の一番最後の8ページ、その第2でもっ

てその議論になると思うんですが、各論的なことを先にずっとやっていって、時間切れになって、最後にその2をやられても困るなと思っておりまして、私としては、最初にそこをやっていただいて、ぜひ方向性についての議論をしていただきたいと思っているんです。していただきたいというよりも、私はしたいと思っています。

まず私の意見を申し上げてしまいますと……。

- ちょっとお待ちください。議事の進め方についてでありますけれども、今のようなことで、研究会資料21の一番最後のページに、意見の多寡の記載についてという論点が掲げられているわけです。これは重要な問題であるというのは、まさしく〇〇委員のご指摘のとおりで、私も全く認識を共通にしておるところです。そういう意味では、これは非常に重要な問題で、おそらく今日議論しても、今日決着が着くということは、なかなか考えにくいのではないかと考えておりまして、次回最終回において、かなり時間をとって、その点について集中的にご議論をいただいたらどうかと。つまり、各論的な検討、これを書く、あれを書かないというようなことは、できれば今日決着をつけて、今日その部分についても、議論はある程度はしたいとは思っていますが、最後の決着に向けた部分は、次回にしたらどうかと。逆に言えば、今日それをやると、おそらくいろいろな意見が出て、まとまるということとはなかなか難しいんじゃないかと考えておりまして、そうすると各論的な議論をする時間がなくなってしまうのではないかとこのところを、非常に懸念しておるわけです。そういうような趣旨で、今のように申し上げたわけです。
- ただ、その点が非常に重要なのは、〇〇委員のほうからは、もし意見の多寡、多いか少ないかということを書せるのであれば、報告書に名前を連ねることができないという強いご意見もあって、私も愚考するところ、そもそもこの研究会で議論を尽くされていると思っておりませんし、それから、意見が何が多くて少ないかということについては、そもそも反対意見の方が多い委員会であれば、多くなるのは当たり前のわけですし、逆にそのことを一定の評価として出すということになりますと、それが今後、立法の問題になっていったときに、何らかの政治的な目的のもとに使われないとも限らない、ひとり歩きもせざるを得ないかもしれない。

そういうことを考えますと、私もそういうことをするのであれば、名前を報告書の中に載せていただくのではなくて、別の形でもって、私どもの意見を出したいということも考えざるを得ないわけなんです。各論の中においても、しばしばこれが意見が多いとか少ないとかいうところがありまして、その点について、かなり〇〇委員のほうからも言っているわけです。そうしますと、今言った根本的な議論をなしにして、意見が多数であった、多数でなかったということが基調になった上でやっていくという各論と、そうではなくて、あくまでも意見はこういうものがあつた、なかったということでやるものとは、根本的に議論の仕方が違ってくると思いますので、やはりまずそこを先にご議論いただきたいと、私は思っております。

- わかりました。ご意見はわかりました。ほかの委員のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。議事の進め方につきまして。どうぞ、〇〇委員。
- 最後に〇〇委員おっしゃられたとおり、多寡に触れているところは複数箇所あるわけですので、それはおっしゃるとおりかと思うんですけども、その複数箇所全体について、最終回に実質的な議論、今日は頭出しというようなところで、まずはそれ以外の部分を固めようと。そうしないと3月末という期限がありますものですから、やはり期限のあるものの合理的な進め方としましては、今日各論のところを進めるということでない、宿題が果たせないのではないかと考えますので、これは複数箇所あるということを全員で共通認識を持った上で、各論を検討するというのが適当だろうと思います。
- ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 議事の進め方としては、もちろんいろいろなやり方があり得ると思うんですけども、そこを決めないと議論できないというほどのことなのかというのが私の疑問です。今、〇〇委員から、報告書の多寡に触れるのか触れないのかで、議論の仕方が変わってくるのではないかというご指摘がありましたけれども、ほんとうにそうなんだろうか。〇〇委員が以前にこの研究会の性格付けとして、知恵を出し合う研究会であるというご発言をされたことがあります、私としては全くそのとおりだと思っております、だとすれば、各論について知恵を出し合う、そこに時間をかけるべきであって、多寡を載

せるかどうかということから、この残された2回を始めるのがいいのかどうかということについては、私は大きな疑問を持っているわけでございます。以上です。

- ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。〇〇委員。
- 私も前回申し上げさせていただいたとおり、〇〇委員と同様に、まず最初にその論点を尽くす必要があると考えております。これはどうしてかということ、それは報告書の取りまとめにかかわってくるのではないかと認識しているからであります。前回もご説明させていただいたと思いますが、例えば、この競売制度研究会における検討作業は、なお途上にあると考えている。例えば、米国の民間競売制度の運用実態についても、まだ詳細な実態把握、制度、条文がどのように書かれているかということの勉強はできたと思いますが、実態がほとんど把握されていない。あるいは、民間実務界の意見についての妥当性の検証もできていない。あるいは、さらに、〇〇委員からもご指摘があったと思いますが、現行の不動産競売制度、運用の中でどんな問題があるのかという実態についても、ほとんど解明されていない段階で、このような報告書を取りまとめ、かつ多数決に近い形で何らかの結論づけを行うということは、いまだその段階にないのではないかと考えているからであります。

ですから、私も、せっかくここまで議論していった成果ですから、ぜひこの委員として、取りまとめに名を連ねたいと考えておりますが、なお検討途上であるということを考えれば、それぞれの意見の両論併記というような形にまとめるのが適切であると考えております。その報告書の取りまとめの仕方ということにかかわってくる議論でありますから、ぜひとも最初にそれを議論すべきではないかと考えます。以上です。

- ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 意見の多寡の記載の問題というのが、大事な問題であるということを理解いたします。研究会資料21におきましては、この問題を順番として一番最後に掲げておりまして、私の意見としては、研究会資料21に載っている順番でご議論をいただきたいと思いますし、結論として、座長がご提案になった議事進行の方法で進めるべきなのではないかと思います。

改めて申し上げるまでもないことなんですけれども、この研究会が、差し当たっては規制改革会議の求めを受けて始まったものですが、もう少し広く言えば、社会からの負託で議論していることというのは中身なのでありまして、それは先ほどから、座長と〇〇委員のお言葉に出たものをお借りすれば、各論を詰めるのが私たちの仕事なのではないかと思います。我々は、納期のある仕事をしているのでありまして、3月31日までにまとめなければいけないというところからカレンダーの検討をいたしますと、既に研究会が始まってから10分、この議論に費やしているんですけれども、ぜひとも各論をきちっと議論するという、座長のご提案になった進行でお進めいただきたいと、切に願います。

- いかがでしょうか。今、〇〇委員からもご指摘があったように、この議論で時間をつぶすというのは、残された研究会が今日を入れて2回しかないことを考えると、あまり適当ではないような気がいたします。必ずその多寡の点については、十分な議論をするということは間違いのないところですので、先ほど〇〇委員が言われたように、議事録の問題とは違って、議事録の問題は、最後に名前が出るかどうかによって発言内容が変わってくるという意味で影響を与えるというのは、大変よくわかるご議論だったわけですが、これについては、各論の部分について、どういう意見をそれぞれの方が述べられるかということは、最終的にその多寡が記載されるということによって、議論の中身が影響されるという性質のものではないような気がいたします。そういう意味では、純粹に議論の順番の問題にすぎないということで、その議論の順序を考えると、やはり各論から入らないと、なかなか限られた時間、次回までにまとめるというのは、私としては難しいし、また責任を持ってないと感じますので、先ほど私が述べたような順序でご議論いただくということでいかがでしょうか。

- 1つだけ質問をさせていただきますか。これは今の〇〇委員の発言にも関連して、法務省さんに質問したいんですが、規制改革会議からの答申を受けて、あるいは閣議決定を踏まえてこの研究会がスタートしたということですが、3月末に取りまとめという言葉が今、出ておりますが、取りまとめということについて、何らかの結論を出す必要があるのか。あるいは、結論の形

態として、どのようなものでなければいけないという条件があるのか。例えば、いろいろな案があった、両論併記ですという結論の仕方ではまずいのか、そのあたりを教えていただければと思います。

- 3月末までの取りまとめを行うというのは、閣議決定で定められていることでございますので、そのために研究会でご議論いただいているところでございます。結論のあり方というのは、それぞれ研究会の中で、さまざまなあり方があるかと思えます。1つの結論にまとまる場合もありましょうし、両論併記的な、いろいろな考えがあったというようなまとまり方もあり得ると思っております。ただ、今ご議論いただいているのは、両論併記の場合に、意見分布を書くかどうかということですので、両論併記のあり方として、その点は研究会の中でご議論をいただければ、大変ありがたいと思っているところでございます。

- どうぞ。

- 今、議論の進め方ということで議論をしているわけなんですけど、私がこだわっております理由を最後に申し上げたいと思うんですけども、結局、先ほど申し上げたような理由で、そもそも多数であるか少数であるかを書くことは意味がないと。それは議論を尽くされてもいなければ、そもそも反対の方が多ければ、それはそちらが多数意見になるのは当たり前なのであって、意味もない。さらに、そのことが結果として、研究会の意見として出ることが、何らかの目的に利用されることは耐えられない。したがって、私はそういうことであるならば、そこに名前を出していただくことは困ると思っているわけでございます。

そうしますと、今後、各論を議論することは結構なんですけど、私が意見を一緒に連ねた形での報告書であるのかないのかというのは非常に大きな問題なので、先に議論をいただきたいということを申し上げているわけでして、仮に次回それをおやりになるとして、そのときにまた、私どもが、多数決でやってもらうのは困るんだと言っているにもかかわらず、それを多数決でこうだということであれば、これは論理矛盾でもございますから、いろいろな意味で、最終的には委員を辞任させていただくことも視野に入れて考えなきゃいけないというような、重大な問題だと思っているということで申し上げ

ているわけですし、そういう意味では、次回の最後のどん詰まりになってから、それこそ先に結論ありきで——結論ありきというのは、結論を出さなきゃいけないと。そういう結論ありきでもってやられては困るのであって、私と〇〇委員の中では、少なくとも今回おまとめいただいているような案という形で出されるのでは、それは取りまとめとしては我々は賛成できないと言っているわけですから、そういう意味で、最後になってやられても困るので、今、申し上げているということでございます。最後に意見を申し上げて、その上でどうするかということだと思いますけれども。

- そうすると、今のご発言は、議事進行については、先ほどのようなことで、とりあえずはよろしいということでしょうか。
- 多数決かな。
- いいですか。これは議長の職権で進められたらいいと思います。多数決じゃないでしょう、これ。
- よろしゅうございましょうか。〇〇委員のご発言は、大変重く受けとめたと思いますので、ご趣旨は大変よく理解できましたが、どっちから進行をせざるを得ないわけですので、そういう意味で、私の判断ということで、先ほどのようなことで進めさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

それでは、中身の議論に入りたいと思います。それでは、まず研究会資料20について、〇〇さんのほうからご説明をいただけますでしょうか。

- それでは、私のほうから、研究会資料20についてご説明をいたしますが、基本的には、事前に目を通してきていただいているものと理解しておりますので、ごく簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

19と比較いたしまして、意見が出ている点についてざっと見るという形でご説明したいと思いますけれども、まず第1、第2、それから第3までの部分につきましては、細かい点を除いて、研究会資料19とほぼ変わっておりません。この第1から第3につきまして意見をいただいている部分がございまして、それは留保させていただいて、資料21のほうに記載させていただいたんですが、その理由は、第1から第3までについては、かなり客観的な叙述になっておりますので、いただいたご意見について、この研究会の場

でご議論いただいたほうがよろしいのではないだろうかということで、第1から第3については、ほぼ研究会資料19と原則として変わっていないということでございます。

第4以降はヒアリングの結果、あるいは意見ということでございますので、いただいた意見をできるだけ盛り込ませていただくというようなことで、第4の1から始まりまして最後まで、いただいた意見を追加させていただいております。第4の1、あるいは第4の32ページのところなどは、アメリカ以外の諸外国の競売制度についてご意見をいただいておりますので、それを盛り込んでございます。それから、ヒアリングの結果が37ページ以降にございますが、例えば40ページのところにも、ヒアリングの結果としてご指摘のあった点を盛り込ませていただいております。42ページも同様でございます。それから、44ページのヒアリング結果も同様です。

48ページ以降、各案に対して考えられるニーズということで、前回、〇〇先生からご指摘のあったものを踏まえてニーズを入れておりますが、ここから48ページ、49ページ、50ページという形で意見がいろいろ入っております。あとはいただいている意見を盛り込んでいるページがずっと続いておりまして、最後の73ページに至るまで、いただいた意見を適宜盛り込んでいるということでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

- ありがとうございます。それでは、全体について、皆さんからご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
- まず質問からということでございます。今回のその3が来る前に、前々回の、各委員からの意見というものをいただいたときのメールで、結局、後になって気がついてみたらそういうことだったのかということでわかったんですが、そのときに「報告書（案）（その2）」というような形のものが入っていきまして、それにおいて、私のほうで提案させていただいた修正が全部織り込まれていた形になっていて、なおかつ意見の分布に関する記述も一切削られていたということで、報告書はこのように取りまとめられるのか、よかったよかったということで、非常に高く評価いたしました。これについては、後々考えてみると、各委員からの意見で、添付ファイルの青色修正を参照と

いうことで、単に私，〇〇委員，〇〇委員，３名の連名で提案した修正意見書ということの意味していたのかということに後で思い至ったわけですが，そういうことなのかどうか。もしそういうことであれば，ファイル名のつけ方が非常にミスリーディングであって，そのために多大な誤解を与えたということについてどう思われるか，ちょっとお答えいただきたいと思います。

- いかがでしょうか。
- ちょっといいですか。その前に，どうして誤解されたのか，むしろ不思議なんです，私はあのメールを読んで一義的に明快に，修正履歴からもずっと〇〇委員の名前がずっと入っていて，パソコンの中で出ますから，〇〇委員のご提案であるということは一読して明らかであり，これが最終的な取りまとめであるというふうな理解をされる理由がよくわからないのですが。
- それはファイル名が「報告書（案）（その２）」というふうになっていたということでございます。
- その２に手を入れたから，そうなったんですよね。〇〇委員が送られてきたファイルがその名前で……。
- ああ，そういうことです。
- メール本文をごらんになれば，誤解する余地はないのではないかと思います。
- 法務省さんからの答えを聞きたいということです。
- そこまでのことかという気もしますけれども。
- どうぞ。
- それが修正意見としてお送りをしたということは，〇〇先生のおっしゃるとおりでございます。ファイル名につきまして，何がふさわしいかということでございますけれども，その点，もし誤解を与えるようなファイル名であったということであれば，事務局のほうのファイル名の選択が，あるいは誤っていたかもしれないということで，趣旨としては先ほどの趣旨でございます。最終的にそうご理解いただけたということであれば，そのとおりでございます。
- よろしいでしょうか。それでは，中身の議論に入りたいと思います。いかがでしょうか。

- 余りに細かいので、言おうかどうかとも恥ずかしいんですけども、新C案に対するニーズというあたりに対して多少。
- 何ページですか。
- 今から言います。49ページで、これも〇〇先生の青色修正の結果のように思いますけれども、その2つ目の〇で、「私的評価に基づく売却基準価額決定手続については、裁判所がその私的評価の結果を適切であると認めなければ」うんぬんかんぬんと書いてありますけれども、厳密には、裁判所がその私的評価の結果を適切であると認めなければという前提に、当事者からの意見を聞いて、その意見が出なければそれでそのまま通ると。出たら、裁判所が判断をするという仕組みになっていますので、そのあたり、もう少し正確に書いていただければ。ここは事務局に任せてもいいような話かなという気がします、〇〇先生がいいのであれば。そこはまた最後の報告書の別紙にも反映しますので、ちょっとそれに気がついたというだけ、申し上げます。
- ありがとうございます。その点をご検討いただいて、正確な記載を。もし、具体的な修正の文言があれば。
- わかりました。じゃあ出します。
- では、そういうことで。どうぞ。
- 書きぶりの細かい点で恐縮なんですけれども、42ページに加筆された〇の上から5つ目なんですけど、「内覧をしないで、占有者がどうなっているかを調べないで物件を流通に出すような社会は、もうそろそろあり得ない」という記載なんですけれども、これは趣旨といたしましては、現代の社会の要請からかんがみると、内覧をして、占有者がどうなっているかを調べて物件を流通に出すべきだということだと思いますので、報告書の書きぶりとして、ちょっとご工夫いただければと思います。
- わかりました。よろしゅうございましょうか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- この報告書（案）の16ページのところだと思います。ちょっと全体の取りまとめにかかってくることでもあるんですけども、この中で、上から6行目から、「我が国の競売と比べると、買受希望者に対する目的不動産の…」、ページ数がずれているのかな。

- 資料 20 を見ていただいて。
- 3 行目です。「買受希望者に対する目的不動産の情報提供が乏しく、第三者は、リスクがあるため、買受申出をしようとしなない、あるいは安い価格でしか買受申出をしようとしなないため、自己競売が多いものと思われる」という部分の記述でございますが、これは実態調査をされた委員にもう一度確認しておきたいんですが、確かにほんとうにアメリカで情報提供が乏しいと言えるのかどうかということです。もちろん制度上は、例えば、日本のように 3 点セットの情報提供が義務づけられているということは一切ないわけですから、制度上としては情報提供がないんだということが言えるのかかもしれませんが、例えば、統一非司法競売法で言えば、売却広告の中で、担保物に対する所定の報告書、あるいは追加情報が、競売実施者に特定されたものから取得可能ですよというような情報は書きなさいということが書かれていて、その書かれ方の例として、例えば、本不動産に関して追加情報の取得を希望される方は、何とかモゲージ株式会社の担当者だれだれまでご連絡くださいとか、あるいは、不動産の調査を行う目的で、不動産の訪問をすることができますからアクセスくださいということが、競売に関する広告の中で、例として記載されている。これはあくまでももちろん統一非司法競売法というモデルにしかすぎないわけなんです。

だから実際には、日本のような 3 点セット備えつけという形ではないかもしれないけれども、かなり多くの場合、競売主催者に対して直接アクセスして、個別に情報提供をするというような形の運用が行われているのではないかとしか、私のほうではお手元の情報からは思えない。もし、そういうことであれば、一概に我が国の競売と比べて、情報提供が乏しいとも言いきくのではないかとということもありまして、念のため詳しい実態をご存じの委員の方、教えていただけたらということです。

- アメリカの調査をされた委員は、ちょっと今日は少ないのですが、いかがでしょうか。あるいは、報告書の中で。
- では、よろしいですか。情報提供の量が多いか少ないかというのは、なかなか定量的に示すことはできない。例えば、10 と 8 を比べるというようなことは作業としてできませんので、あくまで私の知り得た範囲での話ですが、

自己競落が多いという事実については、比較的認識は共有されているんだと思うんですけども、では、それはなぜなんだろうかと。ということは、日本のほうが自己競落が少ないと思うんですけども、広範に情報が出ていれば、もっと他の買受希望者が出てきて、競り負けることも当然あるわけですね。

- いえ、そういう演繹的な話ではなくて、実態として……。
- ですから、自己競落が多いという実態は前提として、そこから演繹できるのではないかということを申し上げているわけです。
- 一定の情報提供が行われていたとしても、抵当権者のほうがより詳しい情報を持っているから、より高く落札するということはある得ますよね。ですから、〇〇先生の今のご指摘だけから、情報提供が少ないという立論を導き出すことは難しいんじゃないでしょうか。
- しかし、今の〇〇委員の前提は、抵当権者のほうが情報を持っているという前提なんですね。抵当権者は情報を出さないという前提ですね。
- いや、相当程度出したとしても、なおかつ実際にテナントの顔を見知っているかいないかというようなところで情報の差があれば。日本の場合は、金融機関、業法上の規制があって、自己競落することが禁止されているんですが、そこから演繹することはできないんじゃないかということなんで、それはどっちでもいいんですけども、要は実態として、例えば、テキサス州ならテキサス州でもいいんです。実際の売却広告の中で、こういうように情報提供をしますよというような、実態なりを押さえておられるのかどうなのかということで質問したということなんです。
- 私は、以前の研究会でもお話をしましたが、売却広告を見たわけではありませんけれども、担当の弁護士から聞いたほうが、限られた時間の中で効率がいいだろうということで、不動産競売について比較的たくさん扱っていらっしゃる弁護士さんからお話を伺いました。そのときには、報告書にも書きましたけれども、まさに抵当権者が情報を持っているということと、それから、自己競落が多いということを伺いました。ですから、抵当権者が持っている情報がすべて出ているわけでもないし、それから、買受希望者に対して広く広告されているわけでもないということを推認するのは、それほど無理

なことではないのではないかなと、私は思ったんですが。

- ただ、今の私なんかのあれでいくと、抵当権者、興味がある人は訪ねてきてね、そうすれば情報提供しますよという形の広告の仕方になっているのではないのかなと。
- そういう場合もあると思いますが、そうではない場合もあるというふうに伺っております。
- 私も報告書、まだ出ていなくて申しわけないんですけども、法律に書いてあるようなことが出ているということで、それに尽きている。これは実際に広告を見たことは見たんですけども、大体日本の新聞の不動産広告で、特にそれにああいう図面みたいなものは載っていないというイメージで、結局、定性的なことが概括的に書いてあるだけの広告でありまして、おっしゃるとおり、聞いてちゃんと確認しないと情報が得られないというようなものであるにすぎないということだと思います。実際に聞けるじゃないかというお話でありますけれども、やはりそこが、必ずしもいつも聞きに来るわけではないし、聞かなければいけないというのは、それはそれで手間がかかるわけでありまして、それはそういう話は実際聞いてきまして、抵当権者が一番適切な価格をつけられるのだというようなことは、広く認識されているということのようでありました。
- よろしゅうございましょうか。それでは、ほかの点はいかがでしょう。〇〇委員の論点は、21に関係するような資料ということで伺ってよろしいですね。
- 21、もしかしたらそうだったかもしれないです。済みません。
- ほかにいかがでしょう。〇〇委員の補足事項ですけれども、ちょっと全部精査する時間はないんですが、幾つかのものは、少なくとも資料20に、新しくこういうことを書き加えるべきであるというご意見のようにも見えますが、そうですか。
- 基本的にはそうしていただきたいと思っているということです。取り扱いが事務局に一任してもいいですし、ここで個別に、そんなに議論するにはなじまないかなと思っております。
- そうですか。わかりました。では、そういうことで、事務局のほうに願

いしたいと思います。

あとはいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

- 前から気になっていることなので、これも〇〇先生に、D案に関してお聞きしたいのですけれども、前回、私のほうから、D案についての補充をしていただきたいというようなことを申し上げまして、それで今回、ある程度そのあたりが、再反論という形が多かったと思いますけれども、いろいろと出していることというのは重要だと思うんですけれども、そもそも論として、D案の内容というのは、結局今回、別紙でつくことになった1枚紙の内容が出ているだけで、より具体化というのは出されていないという理解でいいのかどうか。つまり、もっと言えば、一定の強行規定を置けばというような記述がどこかにあったかと思うのですけれども……。済みません、50ページの9行目あたりのイのところ。「一定の強行規定で定めるものを除き、広範なオプションを用意しておくものとし」という、一定の強行規定というのは、一体何なのか。どこまでのことをいうのか、どこまで具体的なものかということが、今まで出ているのかどうかを、ちょっと私の思い違いもあるかもしれませんので、まずそれを1点お聞きしたいと思います。
- これについては、研究会でも配付しました10月25日付けの1枚紙の資料の中で、実行通知の中で記載すべき事項、それから、売却広告で記載すべき事項、売却の場所として、競り売りで行う場合には、裁判所またはホテル等公開の場所でなければならないということ。これについては、強行規定で定めるというようなことで、アメリカの一般的な非司法競売の制度における強行規定に準拠した形で定めているものということでございます。
- アンダーラインが引かれているところですか。
- ええ、そういうことです。
- これだけということなのですか。
- 基本的にはそうだったと思います。
- 通知に含むべき事項で、通知をせよということですね。
- 通知をしなければ始められないというようなことはあります。
- 売却の日時、場所、売却方法、物件情報の提供方法というのは、これは具体的にこういう方法でないといけないということ、あるいは一定の期間、広

告しなければいけないということも、法律で明確に決められるというご趣旨なのでしょうか。

- 基本的には、法令で定めるという認識であります。
- わかりました。それだけで足りるのかなというところはあるんですけども、わかりました。
- それは政令かもしれませんし。
- 要するに、法律か、政令か、法令ということですね。ほかが自由であるということですね。わかりました。
- どうぞ、〇〇委員。
- 今の〇〇委員のようなご質問が出ることもちょっと関係するんですが、〇〇委員にご相談というか、お教えいただきたいんです。報告書の体裁が最終的にどうなるかということをしてらんの関係なんですが、新B案と新C案は、文章の形式で案の中身が示されているんで、例えば、ある局所を知りたいというときに、今、〇〇委員から出たような質問に対しては、聞くまでもなく文章でわかることもあるし、わからなければ文章を手がかりにして聞けるんですが、現在のところ、このD案は、いわばこういう図ですよ。お役所言葉でポンチ絵というらしいですが。ポンチ絵が出ているのにとどまるんですが、これで報告書の最終的な形態までいかれるというお考えですか。
- 実は、報告書の中で、どのような形で取り上げてもらえるかというイメージが全然ありませんでしたので、全く考えてなかったというのが正直なところでございます。これについては、『税務経理』でかなり詳細な連載を今、やっています。3月中には全部連載が終了されますので、報告書でそれを取り上げてくれるということであれば、それを提出させていただきたいと思っています。
- 〇〇先生のご玉稿はご玉稿として、私も勉強させていただかなければいけないと思うんですが、多分、〇〇委員も、今そういうお気持ちでお尋ねになったんじゃないかと思うんですけども、ちょっと議論していてすごく難しいなと思うのは、D案の最後のご説明が、時々違っているような部分があったり、前に議論がされたことが、もう一回議論されなくちゃいけないようなことになっていたりするところがあって、D案とはこれだということがどこ

かで文章で決まっていると、〇〇先生の連載の何カ月前ではこう言っていたけれども、今のところはここが強調されているみたいなことが時々あるような気がするんです。

例えば、具体的に言うと、保全処分みたいなものが用いられないから、反社会的勢力が介入するというような議論に対して、それは裁判所が強制力を導入すればいいというようなお話が出たり出なかったりして、しかもこの研究会で、一度そういうふうに局所的に裁判所の強制力の導入を求めるのは、なかなか裁判所としては対応しにくいんだということを申し上げて、そのときにはそれを上回るご議論はなかったように記憶しているんですが、そういうふうに一度ある程度議論が落ち着いたところが、また後で似たようなポンチ絵の中の図が出てきたりして、議論を進める上で、ちょっとそのあたりの効率といいますか、蓄積、積み上げをしていかないと、だんだん年度末が迫っていてちょっとつらいなと感じる部分があるんですが、いかがなものでしょうか。

- それについて、あえて一定の時期から、例えば、執筆した原稿についても、法務省さんには提出しておりますが、この研究会の場で提出する気にはならなかったというのが正直なところでございます。どうしてかという、もともとの研究会の検討の仕方にも関連していくわけなんです、私の認識としては、ごく粗々な制度スキームをつくったとしたら、特に法律の民事訴訟法の専門家の方々が、最終的にそれに賛成するかどうかは別として、法手続的なところを再度どう詰めるかという作業を肩代わりしてやってくれるものかというふうに思っていたら、その手続について、私にとってみれば、非常に些細な揚げ足取りを、まだそういう制度のスキームを詰めるという段階ではないにもかかわらず、細かいことにややこだわっているのかなというご指摘が非常に多くて、むしろ生産的な議論にならないのではないかとということを感じたからであります。

例えば、非常に重要な事項として、〇〇委員からもご指摘があったと思うんですけれども、執行のやり方を、執行契約の中で当事者で定めたとしても、その執行方法自体が公示されていないと非常に困るじゃないかという、非常に重要なご指摘があったと思うんですが、それに対しては、登記所にそれを

参照できるように備えつけて束ねて、いつでも見られるようにしていればいいであろうというふうに、私なんかは単純に思うわけであります。そうすると、それに対しては、〇〇委員のほうから、今の登記所のシステムでは、そうせよと言われればするのかもしれないけれども、そういうことはどうなるんだろうねというようなお話になって、それに対して、登記所が変えればいいと私なんかは思うわけなんですけれども、そのところで議論が終わっているというようなことなんかを記憶しているわけでございます。

だから、そういう意味では、この研究会での検討の仕方が、先ほど〇〇委員からありましたような、建設的な観点からの議論になるとはあまり思えないということで、いろいろな資料の提出等を途中からやめてしまったということは、本音としてはございます。

- いかがでしょうか。あまり議論してもしょうがないので、基本的にはB案、C案、D案それぞれご発案者に原案をつくっていただいて、最低限の形式の統一——D案については、最低限の形式といつもされていないような気も確かにしますが、しかし、それぞれ勝手に手を加えるというのはどうかという感じはしますので、これは発案者がそれでよろしいということであれば、あとは読者のご判断に委ねるということでやむを得ないし、そういうものかなと思いますが。よろしゅうございましょうか。
- 結構です。であれば、例えば、私は、一定の強行規定といっても、必ずしも明確でないように思うとの指摘をしたいと思いますし、先ほどの保全処分の関係でも、価額減少行為として想定される行為の類型が73ページに書いてありますけれども、条文でそういうふうを書いて、かつそれに沿った合意と言われても、具体的にどのような限定列举ができるのかどうか、明確でないという指摘もしたくなります。それはちょっと。
- はい。それはご意見として伺いたいと思います。
- ちょっとよろしいですか。でも、この研究会の分担体制として、そういうところこそを〇〇先生等が教えていただけるというようなものと思っていた。別に〇〇先生に教えてくださいという意味ではなくて、もともとそういうことを想定していたのではないんですか。
- 私に対するご質問でしょうか。

- いや、研究会全体の、これは法務省さんへの質問ということでもあるんですが、例えば、確かに私のほうのリーダーシップで案をつくりましょうということでご指名したのに、ラフなスキームから提案して、できるだけ詰めを行っていったわけではありますが、最後までずっと私のほうで、そこまでやるとは思ってもかけなかったわけですね。どこかの形で、何か検討チームみたいな分担ができて、その中で訴訟手続についての専門家の先生も入っていただいてまとめるというようなことかなと、僕はずっと思っていたわけなんですけれども、そうでもなかったということになると、この研究会としての検討体制という点で、非常にまた疑問を持っているということ、ちょっとこの場をかりて。
- そこはやや認識のずれがあったのではないかと思います、どうぞ。
- 私も、あまりしつこく言うつもりもないんですけれども、私としては、自分なりにC案、さらに新C案というふうに考えて、私であれば、こういうふうに制度をつくりたいというのはお示ししたんです。ただ、〇〇先生のD案の基本的な発想を生かしつつ、細部を詰めるということは無理であるという結論というか、意見なわけです。それはなぜかという、広範なオプションをつくりつつ、関係者の保護を図って、円滑かつ簡易迅速に手続を進めるものをつくれと言われても、それは無理ですというのが、大分前、半年ぐらい前から申し上げている批判なわけです。それが私の意見でありまして、その細部をつくれと言われても非常に難しいですから、それは専門家に任せたいと言われても、専門家の立場からいうと無理ですというお答えなわけです。そのかわりに、それでは非生産的なので、こちらでも対案を出しておりますというふうにして、この研究会というのは、そういう意味では非常に生産的な議論ができた、私は思っております。
- よろしいでしょうか。そういうような研究会の性質に対する認識の違いというのは、あるいはあったのかもしれませんが。
- そのあたり、体制の話ではなくて、非常に立場の違いというものを感ずるのは、例えば、引渡命令を、民間が調査したものを踏まえて、裁判所が認証して発令すればいいじゃないかということに対して、法律家の皆さんは、そういうことはとてもできません。民間が調べたものをベースで、そんな権

力的行為はできませんという回答になるんですが、だったらできなかった段階で、アメリカみたいに一から訴訟手続でやったとしても、1カ月から5週間で執行できるような簡易な訴訟手続でやればいいじゃないか。現にアメリカはやっているからというのが私の発想なんですけれども、これはやっぱり法律家の方は、全然納得いただけないと思うんですよね。というようなところが、ちょっと研究会としては、議論のすり合わせとは、法律家の皆さんは見なされないでしょうけれども、それが非常に難しかったなというのが、ちょっと感想として言っておきたいことです。

- ぜひご理解いただきたいのは、それぞれ寄って立つバックグラウンドとか、これまでの研究なり実務経験というのは異なっていますので、〇〇委員が些細な揚げ足取りというふうに思われるような部分は、法律家としてみれば極めて重大な、そこは譲れないラインであるというような場合もあるわけですね。そこはおそらく認識が違って、それを前提の研究会であったということは、どうかご理解を。おそらくここにいるすべての人は、決して先生の揚げ足を取ろうなんていうことはだれも思っていなかったということは、ご理解いただければと思います。

それでは、時間の関係もありますので、資料21の議論に移りたいと思います。それでは、これもまず、〇〇さんから説明をいただけますか。

- それでは、資料21の説明をさせていただきたいと思います。この部分につきましては、資料20をあわせて対比して見ていただければと考えております。例えば、第2の3、運用の現状というところを見ていただきますと、こういう意見の次に、こういう意見を追加する旨の意見がありますと。それを報告書にも反映すべきかどうかご議論をいただきたい、こういう趣旨でございます。括弧の中に、「研究会資料20の7頁」というところがございますので、ここがもともとのご意見として、7ページのところにつけ加えるべきだというふうなご意見をいただいた部分でございます。したがって、例えば、第2の3の運用の現状というところの最初の〇を見ていただきますと、そのとき資料20の7ページをあわせてご参照いただければと思います。

まず1ページの最初の〇の部分でございますけれども、これは資料20の7ページでございますので、裁判所の競売の運用の現状の部分でございます。

ご意見は、そこの真ん中のところに「さらに」から記載しましたように、裁判官、書記官が抜本的に増員されたことなどの要因によりということをつけ加えてはどうだろうかというご意見でございます。この点につきましては、これが要因として挙げるのにふさわしいかどうかというところを、研究会の中でご議論いただければという趣旨で記載したものでございます。

次の○のところでございますけれども、今の現状の競売についても、「更なる改善の余地がないかの検討を怠ってはならない」という中で、その後に、「地下上昇局面の後には」というところをつけ加えるべきではないかというご意見でございます。ここにつきましては、第2の部分につきまして、客観的な事実の記載をしておりますして、指摘もなされたというご意見の部分は、後の部分に必要ながあれば入れていただくべきではないだろうかということで、この部分を残させていただいて、ご議論いただければということでございます。

次に、研究会資料の20の13ページのところで、アメリカについてでございます。これは「担保権を実行するために判決を必要としないことから」というのを、「こともあって」というふうに変更するということで、それは1つの要因に過ぎないという趣旨だと思いますけれども、その点について、この研究会の場でご議論をいただければと思っております。

2ページの次のところですが、研究会資料20の15ページに当たるところで、アメリカの場合、民事の明渡訴訟が5週間程度で終了するというのを記載してはどうかということでございます。この点につきましては、担保権の実行を開始するための訴訟手続の話を前にしておりますので、明渡の話がここに出てくるということがどうかというような観点も含めまして、ご議論いただければと思います。

その次が資料16ページでございますが、この点は、先ほどご議論をいただいたところでございまして、アメリカにおいて、目的不動産の情報提供が乏しいかどうか、あるいは他の買受希望者との競争の上に競落しているかどうかというところをご議論いただければと考えているところでございます。

3ページにいきますと、同じ16ページのところでございまして、自己競落の場合に、「債権回収を図ることができるのは、目的不動産を転売した時点

となる」という後に、その上の「ただし」からの部分をつけ加えるのご意見につきまして、この点をご議論いただければと考えております。

次が、研究会資料20の17ページでございます。この点は、まず「実態が解明されていない」というふうに記載されていますが、それがどうかということをご議論いただきたいということと、それから、理由です。受戻権を認める州が少ないという事実を前提にして、その理由が記載してありますが、その点をご議論いただければと考えております。

以上が第1から第3まででありまして、次が第4に入ります。第4の4ページの最初のかぎ括弧でございますけれども、「まず」以下のところです。これが資料20の30ページから31ページということですが、かぎ括弧の一番末尾の「といった事実を踏まえて」というご意見なんです。ここは意見として1つまとめてパラグラフになっておりますので、これは意見として1つまとめたパラグラフにしてはどうかという趣旨でございます。

それから、次の資料31ページですけれども、これも先ほどと同様、アメリカの非司法競売が迅速かつ低コストである理由について解明されていないという点、このあたりをご議論いただければと思います。

さらに同じ31ページ、弊害の有無の観点のところですが、この点につきましても、アメリカの制度が解明されていないということをご意見としていただいておりますので、ご議論をいただければと思います。

さらに5ページにまいりまして、悪用のおそれの部分でございますけれども、これはヒアリングの結果を記載しているところでございまして、「なお」以下については、どちらかというにご意見に当たるのかなと考えています。5ページの小さな○のところに記載させていただきましたが、ご意見の内容自体は、研究会資料20の65ページに実質的に記載されておりますので、そちらのほうで足りるのではないかなと考えているところです。

それから、5ページの、研究会資料20の48ページのところですけれども、これは新B案に対する意見と記載されていますが、B案のほうが処分清算を、もともとは帰属清算が中心と提案されていたんですが、新B案になりまして、処分清算もあるということになっておりますので、このご意見が、今の新B案をベースにしたものなのか、旧B案をベースにしたものなのか、

その点ちょっと判断がつきかねるというところがございます、念のためご確認というか、ご議論いただければと思っております。

それから、5ページの一番下でございますが、これは研究会資料20の52ページのところに挿入してはどうかということでございましたが、反社会的勢力の介入に関するもので、20の73ページのところにほぼ同様の記載をさせていただいておりますので、そちらのほうで記載をさせていただければという趣旨でございます。

さらに研究会資料20の54ページですが、これはアメリカの競売の制度の前提の事実として、第三者に売却するときに、当然調査・評価が実施されているかどうかというところをご議論いただければと思っております。同様に、研究会資料20の54ページ。これもアメリカの制度に関する事実をベースにしておりますので、ご議論をいただければと考えているところでございます。

それから、7ページにまいりまして、研究会資料20の59ページの部分でございますが、この部分につきまして、①、②、③というご意見かなと理解したんですが、最後のところで、この点が立法論であって、現行法の解釈論で反論することはできないと記載されておりますが、研究会の議論の中では、むしろ立法論としての当否が議論されていたということではないかと思っておりますので、「3点は立法論であり」の前の部分をご意見として入れることはあり得ると思うんですが、「立法論であり、現行法の解釈論で反論することはできない」という部分は、ちょっと研究会の議論と必ずしもかみ合っていないような気がしたものですから、ここに掲げさせていただいたということでございます。

それから、7ページの部分ですけれども、これもアメリカの競売においての前提事実についてご議論いただければと思います。

8ページにまいりまして、研究会資料20の66ページですが、これはちょっとご趣旨をご説明いただければありがたいと思っております。

それから、研究会資料20の73ページですけれども、これもアメリカの前提事実をご議論いただければと。それで、「アメリカの例に学び」ということで、アメリカでは、ここに記載されているように、自己競落できない、ある

いは売却・配当に関与できないということでございますけれども、この点をご確認させていただければと思っております。

第2につきましては、冒頭でご議論のあった点でございます、この点もご議論いただければと思っているところでございます。以上でございます。

- ありがとうございます。それでは、今、ご説明いただいた、全体として第1、第2と分かれてございますが、この第1の中でも、縦1、縦2、要するに、我が国の競売制度の現状、それから、諸外国の競売制度の中で、アメリカに関する部分というのは、基本的には事実関係について、先ほどご説明があったように、事務局としては確信が持てないので、研究会報告書ですので、誤ったことを書くわけにはいかないと思いますので、それで原案といいますか、研究会資料20のほうには入れなかったという、基本的にはそういうことかなと思いますので。まず資料21の3ページぐらいまでの部分について、やはりここは入れるべきである、事実としてこうなんだということがあれば、ご発言をいただきたいと思います。その後は、基本的には意見にかかわる部分ですので、これについても、事務局は今のような理由で、それぞれ原案に加えるのは適当でないというご判断だったようですが、ここもそういうことではないということであればご指摘をいただきたいと思います。とで、最後に、第2の意見の多寡の部分について、最初にあれしたように、ご議論をいただきたいと思います。

まず第1の1及び2の部分、研究会資料21の3ページまでの部分で、ご意見があれば伺いしたいと思いますが。どうぞ。

- 第1の1の○の1つ目、人員と迅速処理の関係なんですけれども、確かに事件処理の負担が同じレベルで、その負担を2倍、3倍の人員で処理したということであれば、職員数を増強して迅速処理を図ったと言えるかとは思いますが、例えば、東京地裁について見ますと、平成2年と平成12年の不動産競売事件数を比較いたしますと、新受事件が3倍以上になっておりまして、新受事件と既済事件の合計も4倍近くに増加しております。このことから見ますと、事件数の増加に応じて人員を配置したということでございまして、処理人員を増強したから迅速化が図られたとは、単純には言えないのではないかなと考えます。

- ありがとうございます。
- そんなに増えています？ この同じ期間ですか。東京地裁管内で？
- 東京地裁の例を調べてみました。
- 何件から何件ぐらいですか、実数でいうと。
- 東京地裁の平成2年の不動産執行事件の新受件数が1,571件、既済が約1,700件。平成12年が、新受が約5,100件、既済が約7,700件ということになっております。
- 全国ではそんなに増えていないですよ。そうでもなかったでしたっけ。僕は、ほとんど件数同じぐらいかというイメージを持っていたんですけども。わかりました。
- よろしゅうございましょうか。ほかにいかがでしょうか。
- この事件数の関係で、前回、ちょっと〇〇委員から、1件当たり80万円という数字が出てなるほどと思ったんですが、東京地裁の執行事件を担当する裁判官は、不動産事件だけやっているわけではないわけです。債権執行の事件もやっているわけです。例えば平成12年、司法統計では、東京地裁の数字がこのごろ出なくなっているのでもわかりませんが、平成12年の未済事件で、債権に対する強制執行だけで16万件。平成19年になりますと、債権執行の件数が11万6,000件ぐらいに落ちていますが、仮に単純に1割が東京地裁に来ているとしても、1万数千件というよりは、実際にはもうちょっと多いんじゃないかと思えますけれども、旧債権執行の事件を執行部では担当しているわけで、前回の80万円の分子・分母がそれぞれ何なのかも非常に興味のあるところですが、決して裁判所というのは不動産執行だけやっているわけではなくて、債権執行の事件も多数こなしているし、あるいは司法行政も行っていると。そういうコストも込みだということは、留意する必要があるのではないかなという気がいたします。
- ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
- 1つ飛んで恐縮ですが、資料21ページで申しますと1ページの一番下の○、アメリカに関する意見に入ってよろしいですか。
- どうぞ。
- アメリカにおける非司法競売と司法競売の違いで、判決を必要としないと

ころにコストの差があるんだ、そこが中心だという記述を、もう少しニュアンスを弱めるべきだというご意見があり、それをどうしようかというのが1ページから2ページにある、1ページの一番下の○だと思うんですけども、2つのことを申し上げたいと思うんですが、1つ目は、今、まさに〇〇委員もお取り上げになりました、ABAがつくった統一非司法競売法の前注の部分です。これはたしか2006年の10月だか11月の研究会では、〇〇委員からもその引用つきの文章が配付されたと思うんですけども、このABAのつくった前書きで、司法競売が非常にコストがかかっているという記述は、すべて判決を要求する記述なんです。その執行部分については、一切記述はないわけでありまして。〇〇委員が、2006年11月30日付で配られたご提案で引用されているということは、このABAのつくったもの、特にノートの部分も含めて信用が置けるという前提で引用されたんだろうと思いますけれども、そこに書かれている実際の遅滞とか非効率というのは、すべてその判決を要求するところにかかわっているわけでありまして、定性的にどちらが時間がかかっているとか、量的に示すのはなかなか難しいと思うんですけども、例えば、この記述から、司法競売がアメリカで非効率的だととらえられている相当程度大きい理由は、判決を要求している部分だと考えていいのではないかなという気がいたします。何らか売却の部分についても、不都合があれば、これだけたくさん書き込んであるんだから、一言ぐらいどこかに書いてあってもよさそうなものですが、それが無いということはどう評価するかということではないかと思います。そもそもここに書いてあることはあてにならないということであれば、また別だと思うんですけども。以上が第1点です。

それから、第2点ですけれども、これは聞き書き、聞いて回ったという話ですので、裏を取れと言われてもなかなか難しいのですが、私はたまたま先週1週間、ニューヨークに出張しておりまして、アンシトラルと言えはわかる方もいらっしゃるかもしれませんが、国連の中にある倒産法関連の国際会議に出席しておりました。主たる目的はそれですので、本研究会での調査について聞いて回るといことはなかなか難しいわけですが、議場外でちょっと知っている人に、ジュディシャル・フォアクロージャーというのは、

ノン・ジュディシャルに比べてどういうところがコストがかかっていると考えられているのかといったら、みんな異口同音に、それは判決が要るじゃないかと。あんなことで時間を使うのは、全く大変なんだというようなお話で、私が二、三の方に聞いた感じでは、売却の部分についてはどなたもお挙げにならなかったということでもあります。

もちろんこれは網羅的な調査でもありませんし、だれがいつ何時にどういうことを言ったかということ再現することは難しいですけれども、ただ、パッと聞いてパッと答えることはそういうことだと。何人か例をとって、アメリカの弁護士さんに聞いたらそういうことだったということは、今までこの研究会でお話ししたことはないことですので、ご紹介をしたいと思います。以上です。

- ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 私、次の点の、○の第3の2（2）オというところでよろしいでしょうか。
- どうぞ。
- この間から〇〇先生がよく言及されているんですけれども、「民事の明渡訴訟が執行も含めて5週間程度で終了するなど迅速で」というのが、少なくとも私の知る範囲では、必ずしも資料等で見当たっていないので、どこかにあるのかもしれませんが、この裏付けをまず伺いたいのと、それから、これがアメリカに一般的な話としてこういう言及をすることがいいのかどうかということが、その続きにあります。

それから、さらに根本的な話として、先ほど〇〇も触れられましたけれども、売却までの期間の話の文脈で、なぜ明渡訴訟の話、これはこっちで話をするとすると、引渡命令にかかわってくるような話だと思いますけれども、そういう話がなぜここで、競売関連の判決という非常に大ざっぱなくくりのもとにあらわれるのかがよくわからないので、そこの文脈について伺いたいということでございます。

- 〇〇委員、何かコメントはございますか。
- まず、〇〇委員からのお話について言いますと、実態として、判決があることによって、司法競売に時間がかかっているんだということが、そのような形でインタビューで明らかになっているということであれば、全くそれで

疑問はありません。

それから、〇〇委員からのご指摘事項で、5週間というのは、多分坂田さんが2001年に書かれていた、この研究会でも配付されたと思います、アメリカ合衆国ミシガン州における譲渡抵当権の私的実行手続だったと思います。5週間という具体的期間を書いてあったのは、ほかの州についてのあれがなかったものでここでとっているんですが、ここで要は、確認のために一応書いておいたんですけれども、司法競売で判決のために時間がかかっているというときに、日本の一般の民事訴訟の判決を非常にイメージさせて、あたかもものすごい何年もかかるようなイメージがあるわけなんです。私も実態を押さえているわけではありませんが、いわゆる司法競売に関する手続の中での判決というのは、そんなに時間がかからないんじゃないかというところがありますので、ミスリーディングになるのであれば、1つ例をとって、一般に不動産競売の判決は早いということが言えるんじゃないかということで、とりあえず確認のために書いたわけなんです。これについてはしっかりとした根拠があれば、別にそれに書いていただいて構いません。

- といいますか、この資料21に記載されているものは、本文の中に戻せというご意見がない限りは、基本的には本文の中には入れないという趣旨であろうと思いますので、この記述は本文のほうにというご意見がもしあれば承りたいと思いますが、そうでなければ、これは本文というか、最終的な報告書のほうには記載はしないというふうにご理解いただければと思います。
- そういう意味で言いますと、2ページの右段の下のほうの第3の2（2）クで、競争的な環境で自己競落をしている話とか、3ページの真ん中段、第3の2（2）ケ、債務者保護制度の有無のところで、下のほうはともかく、不足金請求制限がどの程度運用されているかについて、実態が解明されていないとか書かれていますが、この辺についても、私としては戻してほしいというふうに思っていますが、例えば、2番目のほうで、実態が解明されていないというところであれば、実態を書き込んでいただく形で削除するとか、そういう取り扱いができれば、ぜひそうしていただきたいと思います。
- いかがでしょうか。特にこの3ページの2つ目の○、不足金請求制限制度について、「落札価額が適正価額をどの程度下回った場合に制限され、またそ

れがどの程度適用されているかについての実態は解明されていない」という部分ですが。

- あるいは、個別に委員から報告があったのかもしれませんが、あるんだっ
たら、ぜひ載せていただければと、そういう趣旨でございます。そんなに固
執するわけではありません。
- どうでしょうか。
- ちょっとろ覚えなんですけれども、条文上は、ニューヨークなんかだと、
適正価額との差ということだと思えます。適正価額についてどういう評価
をするかというところで変わってくるのかなと思いますので、そこがどう下
回ったかというのではなくて、適正価額との差ということは書いてあります
ので、適正価額とは何ぞやというあたりまで解明しないと、おっしゃるご注
文にはちょっとこたえられないのかなという感じがします。
- そのあたり、またちょっと研究会全体の話になってしまうんですけれども、
このあたりの実態が解明されていないと、強行規定でこのような不足金請求
の制限制度というものがあつたとして、それがほんとうに債務者保護のため
の必須の手段になっているかどうかということがわからないところがあるん
です。例えば、いわゆる売却価額というものが、例えば、裁判所が判断する
市価の5割未満であれば、それは適正とはいえないとか、そういうような運
用でもあれば、ぜひ実態をつけ加えていただければありがたいというのが希
望であつて、そんなに固執するものではありません。
- はい、わかりました。なかなか難しい。不足金請求を制限する制度ですの
で、制限する制度は機能を抑えると不足金請求されなくなってしまうので、
なかなか実態を解明するというのは難しいかもしれません。これはあるいは、
報告書を精査すれば、若干そういうような叙述もあり得るかもしれませんが、
それはちょっとこちらのほうの検討に委ねていただいて。
- ちょっと1点確認させていただきたいんですが、不足金請求制限制度自体
は、どこの州があるかというところは、ある程度報告書に出ているわけです。
それで、落札価額が適正価額を下回った場合に制限されるというところも要
件としては出ているんですが、この実態が解明されていないというご趣旨は
どの点にあるんでしょうか。

- 例えば、そのような形での請求制限がかかってくるのが、実際の落札価額が1億円だとすると。だけど裁判所としては、この適正価額が2億円だとすると。で、7割を下回っているとしたら、この落札価額は不適切だと。だけど、2割5分引きで1億5,000万で落札していたんだったら、裁判所としての適正価額は2億円だと考えるんだけど、1億5,000万円でも文句は言えないだろうという運用がなされているのか、そのところを知りたいということなんです。
- それは直感的にはかなり難しい。つまり、運用というように先生おっしゃいますけれども、多分、アメリカでは訴訟になって、判決で適正価額はどれぐらいで、そのどれぐらいであれば、不足金請求が棄却されるかと。そして、アメリカはもちろん裁判所の独立があるでしょうから、各裁判官の判断になってくるのではないかと。だから、判例を精査すれば、あるいは一定の基準というのがそこに見出される可能性は全くはないのかもしれないですが、判例研究をしろというのは、この段階では……。
- ただ、そのあたりに何か現場の実務の人の実感として、情報が入っているんじゃないかなと思ひまして。
- もしそれがあればあれですが、ちょっとなかなか難しいでしょうかね。それはいずれにしろ、こちらのほうで検討させていただきます。それほどこだわられないというお話でもありましたので。
- ただ、そういう実態を解明するのが非常に重要なのではないかと。
- ええ、先生のご趣旨はよくわかります。
- 1つ思い出したのでいいですか。
- どうぞ。
- 先ほど申し上げたとおり、私、先週1週間ニューヨークにおって、一応ホテルにあるニュース・トゥデイだけは、モゲージという言葉、あるいはフォアクロージャーという言葉があれば一生懸命読んで。ところが、さすがにサブプライム・ローン真っ盛りで、1週間の間に何回も報道があるわけです。例えば、これは先週の火曜日の記事ですけど、短い記事ですので、何か網羅的な情報があるわけではないのですが、フォアクロージャーがかかっていくという話の後、でも買い手は気をつけなければいけないことがあると。

フォアクロージャーの際には、それはまず第1に、非常に大きな投資になるから気をつけなきゃならないと。もう一つは、ノット・ムーブ・イン・レディ、すぐに入居できないと書いてあるわけです。新聞記事の短い、しかし、フォアクロージャーについて2つ書かなければいけないときに、重大な投資であるということと、すぐには入居できませんということが書いてある記事があったんです。これは後で見ていただければと思いますけれども。

したがって、そんなに簡単に入居できるわけではないというのが書いてあるぐらいの、こういうのが一般的な認識を形成しているのかなと。たまたま新聞記事があったのでご紹介したということです。それだけのことです。

- 貴重な情報をありがとうございます。
- しかし、なるべく現地の実態というお話でしたので、こういうものの積み上げが、結局現地の実態になるのではないかと思いますので、持ってきた次第です。
- ありがとうございました。

それでは、次に、資料21の3ページから8ページまでの3です。我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点の有無・内容に関するご意見の中で、原案としては採用されていない部分について、これも先ほどと同じ趣旨ですので、基本的には中に入れなくてもよろしいのではないかと趣旨でこちらに記載されているわけですが、いや、ここはぜひ入れるべきであるというようなご意見があれば、お伺いしたいと思います。どうぞ、〇〇委員。

- これは取り上げていただきたい。ちょっと〇〇委員にもご確認いただきたいと思います。5ページの第4の4（4）ア、真ん中あたりです。新B案ということで、処分清算も入っているからということなんですけれども、このところはちょっと私のほうも言葉足らずだったんですが、もっぱら〇〇委員のほうで、特に新B案のほうでは、いわゆる後順位の抵当権者が判子代を要求しているようなときに、所有者、債務者と抵当権者とが合意して、任意売却に近いような手続を実現していくためにということでご提案があったと思うんですが、そのときに、新B案においても、仮登記担保がなぜ使われないかと。そのときに、後順位の抵当権者のほうから、だったら競売してくれという、債務不履行になっていなくても競売要求ができるはずなんです、

それと同様の形での後順位の抵当権者、新B案においても、競売請求権があったというふうに記憶しているんですが、それがあつたら、仮登記担保が使われないのと同様に、ニーズとしてはちょっと厳しくなるのではないかという意味で指摘させていただいたものなんですが、そのあたりいかがでしょうか。

- それでは、〇〇委員。
- 今のは、5ページの下から15行目の1段ちょっと下がっているところとは別にですか。
- 今のようなご趣旨であれば、資料20の48ページをごらんいただきたいんです。この新B案に対して、下から4つ目の〇に、「後順位抵当権者から裁判所に競売を申し立てられると、その手続が優先されて実際の利用場面は少ないのではないかと」と。
- これと同じ意見ですね。
- これが〇〇委員のご意見だったのではないかと。
- そうですね、はい。
- これで入っているようにも思われますが。
- わかりました。それであれば結構です。
- よろしいでしょうか。では、そういうご趣旨で。
ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- それから、ちょっと飛びます。8ページでございます。上から七、八行目あたりです。「○第4の4（4）オ 反社会的勢力の介入等」ということですが、「アメリカの例に学び」のアメリカの例ですが、ここで想定しているのは、アメリカのうちの、特にディード・オブ・トラストを利用した際の民間競売の手続で、ディード・オブ・トラスト自身が民間競売の実施者になるとときには、ディード・オブ・トラストのほうは自己競落できないということがあったと思います。また、債権者のほうで売却・配当には関与できないというようなことになっていたと、たしか私、インタビュー調査をしたときに記憶しているので、それでもし事実関係に誤りがなければ、例えば、「アメリカのディード・オブ・トラストの場合の民間競売の場合に学び」というふうにしていただいても結構なんですが、このようなものを入れていただきたいと思います。

ます。

- アメリカの事実関係の問題ですが、いかがでしょうか。
- 信託なんだから、信託だったら多分そういうことになるんでしょうね。信託の法理からそうなるんじゃないかという気がしますけれども。どうですか、急に〇〇先生に振るのもあれですけれども。多分受託者は、自分で利益を受けちゃいけないという、信託の一般的な法理から来ているんじゃないかと。
- そうですね。
- 利益相反の話ですよ。
- はい。そうだと思います。
- だから、アメリカの例に学ぶというよりは、信託だからそうだというもののほうが、より正確なような気がしますけれども。まあ、表現はこだわりませんが。
- ディード・オブ・トラストというのは、そういう意味では具体的に記述していただいたほうがいいと思うんですけれどもね。
- ここは今のご趣旨を踏まえて、再度検討させていただきます。
ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。
- じゃ、ちょっと。８ページの上のほうから２行目の、これは〇〇委員にちょっと質問というか確認で、研究会の席上でも質問したかもしれないんですけれども、無剰余取消された場合、手続がどうなるかについて。
- どうぞ。
- 研究会の席上ではどこまでお答えしたかという、もし私の記憶が正確であればなんですが、基本的に今の６３条で、平成１７年に導入されました、優先債権者の同意があれば無剰余を回避できるという、あれと同じものになると思うので、この場合……、ああ、ごめんなさい。これは非司法競売じゃないですね。多分、司法競売じゃないかと。さっき趣旨がいまいち不明確だということでご提案があったと思うんですが、まず２行目の意味内容を解明いたしますと、おそらく後順位抵当権者が申し立てた司法競売が無剰余取消された場合という、そういう趣旨ですね。
- そうですね。はい。
- そうすると質問のご趣旨はよくわかるんですけれども、それに対して研究

会の席で何と答えたかといいますと、先順位者は売りたいわけなので、おそらく優先債権者としての同意をするであろうから、無剰余取消で終わってしまい、またどこかに戻らなきゃいけないということは、多分想定しにくいであろうというお答えをしました。そこまで覚えております。

じゃ、それがなかった場合にどうなるのかということについては、詰めておりません。そういう意味では、不明であるのはご指摘のとおりであります。ただ、実際はそうはならないだろうと。先順位者は売りたいがっていますので、裁判所のもとでさっさと売ることになるだろうと考えております。

- そうすると、ついでにそういえば思い出してきたんですけども、このケースというのは、どちらかというと債権者と債務者がともに任意売却で急ぎたいよというときだったと思うんですけども、そのときに、後ろから競売を申し立てられたら、競売手続に巻き込まれるんじゃないじゃなくて、すぐ取り消しになって、じゃあ後順位抵当権者が諦めたら、やっぱり任意売却で処理ができそうだということで進んでいくかもしれないということで、そう簡単に債権者が同意するとも思えないんですけども、そのあたりいかがでしょうか。だって、最初から司法競売でいいと思ったら、別にこっちの任意売却でやなくても、司法競売でやればいいわけですよ。
- ちょっと〇〇先生、誤解しておられるところがあるかと思うんですが、剰余性の判断というのは、手続の最後のところで出てきますので、後順位者の介入権というか、競売申し立てによって、無剰余だよという通知が来るのは終盤の段階ですので、そこまできた以上は、このまま一気にいくしかないということになるんだろうと思います。おそらく今の先生のお話は、最初の段階で、もう司法競売でいいやというような割り切りがあるんだったら最初からという、そんな流れじゃないかと思うんですが、必ずしもそうではありません。司法競売の評価が上がって、売却命令を出す直前の段階で剰余性の判断をいたしますので、ちょっと前提が違うと思います。
- 2カ月かそのくらいですよ。現況調査評価3カ月？4カ月？
- 申し立ててから、売却基準価額が決まるまで。
- 期間入札の通知が来る直前とお考えいただいたらよろしいかと思います。
- ほかにいかがでしょうか。特によろしければ、資料21については、先ほ

ど幾つかご指摘があった点については、それを踏まえて最終的な研究会の報告書に反映させるということでありますが、残りの部分は、基本的には報告書には載せないということで、ご同意を得られたかと思います。

それでは、お待たせしましたと言うべきか、最後に残された資料21の8ページの部分、第2 意見の多寡の記載についてということで、この点についてのご意見をいただければと思います。どなたからでも。どうぞ、〇〇委員。

- さっき申し上げなかったのですが、私も、現在のままで多寡を記載するということのほうがいいのではないかという意見を持っております。やはり研究会、しかも読み返してみますと、規制改革会議、あるいは閣議決定のご注文も、検討を行い、結論を得る。結論を得るということの内容は、先ほど〇〇もおっしゃったようにいろいろなものがあるかもしれませんが、この研究会で、このメンバーで検討した結果がこれですということを提出するわけにありますから、やはりその内容をできるだけ詳しく、かつ正確に反映したものである必要があろうかと思います。そういう意味では、やはり多数意見、少数意見というのがきちんと出るような事項については、それを書くのが誠実な態度だろうと思いますし、透明なやり方だろうと思うわけであります。

読まれた方は、結局、冒頭にメンバーが載るわけでありまして、そのメンバーの中での多数はこうで、少数がこうだということになりまして、それに対して読み手が評価をするわけでありますから、このメンバーでこれが多数だというのがあっても、大したことはないなと思われる方もいるかもしれませんが、さすがに見識があるというふうに思われるかもしれませんが、そこは全然読まれる方次第だと思いますので、このメンバーでやった検討の結果がこうであるという趣旨であることは、一見明白でありますので、せっかくですから、我々がきちんとした検討をした結果を、論点整理をしたわけじゃないので、だらだらと論点整理のように意見を羅列するというのではなく、そこはやはりめりはりをつけて、これが多数である、これが少数であるということは、きちんと明らかにしていただきたいと考える次第でございます。

- ありがとうございます。ほかに。どうぞ、〇〇委員。
- 今の〇〇先生の意見に反対するとか、あるいはそれを是とするとかという

ことではなくて、今の〇〇先生のお話の中にあったことについて申し上げたいんですが、できるだけ正確に、きちっと報告したいというご趣旨であるならば、前に申し上げたように、各委員の発表者を明確にすべきであると思うのですが、なぜその点は明らかにせずに、多数ということについてだけ明らかにするのか。その点が、私はわからないと。これは別に私の意見でございまして、逆にその発言内容をはっきりすれば、今回私が冒頭申し上げたことを撤回するという趣旨ではないんですけれども、その点だけを1つ申し上げたいと思います。

- ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- たびたび〇〇先生の言葉を借りて恐縮ですけれども、この研究会は、やはり物事を決める研究会ではなくて、知恵を出し合う研究会だということです。ですから、知恵を出し合った結果について、メンバーの名前を明らかにした上で、多寡も含めてお出しするのがよろしいのではないかと私も思います。ここの研究会の議論は一種の公共財であって、得られた情報のすべてを公開すべきでしょうし、多い少ないというのを省けば、透明性を欠くのではないかというふうに、外部から判断されるのではないかと思うわけです。

今、〇〇先生が触れられた点で言えば、先ほど、議事録のつくり方という話が出ましたけれども、繰り返しますと、アイデアをいろいろ持ち出して、ここでみんなで練ることが大事なのであって、だれの名前でアイデアが出たかということにかかわらず議論するということであったかと思います。ですから、議事録で個人名を出さないということと、多寡を反映するということは、内在的には何ら矛盾することではないというふうに、私は思うわけです。誤解をされる恐れがあるのではないか、ひとり歩きをする恐れがあるのではないかということなんですけれども、ひとり歩きをさせたい人がもしあれば、どういう形で研究会の結論を出したとしても、ひとり歩きをさせる人はいるんだと思います。それはこの種の議論ですから、恣意的に研究会の意見を利用したり、あるいはもっと言えば、そういう人がいるというお話ですから、そういうふうに言ってもいいと思いますけれども、悪用する人も出てきかねないとは思いますが、ただ、研究会の報告書をつくる段階では、そういう質の悪い読み手を想定して書いていいのかどうかということは、私はわ

からないわけであります。やはり、きちんと読んでくださる方を前提に書くべきなんだろうと思います。

昨年12月に、この研究会のあり方についていろいろご意見をちょうだいした、規制改革会議のあの文章を書かれた方は、もし多寡を書かなければ、透明性を欠く議論だというふうに、再度おっしゃられるのではないかと、私は懸念いたします。ですので、所詮——所詮というと怒られてしまいますが、この研究会の中での多寡の話で、こういう意見分布だったということですから、それで物事が決まるほど単純ではないと私も思います。

それから、議論を尽くされていないではないかというお話がありましたけれども、私も、細かいところまで詰め切っているとはとても思えません。これで条文に落とし込めるかといえ、まだまだ議論しなきゃいけないことはいろいろあるわけで、幾つかの案を前提に、みんなでブレインストーミングをしたということではないかと思います。ですから、そういうブレインストーミングの結果について、あるがままを書くということが、この研究会に託された義務を全うすることになるのではないかと、私は思っています。以上です。

- ありがとうございます。ほかに。じゃ、〇〇委員。
- 私は、議事録に名前を載せろと言っているのではなくて、最終的に意見の中で多数、少数ということをするのであるならば、それらを明確に透明性を持ってというお話でするのであれば、それはやはり各委員のお名前を付記することが、そのご趣旨に沿うのではないかと申し上げているわけでして、それは結局、この研究会の中で、一種の多数がこうであったということがひとり歩きするのを私は恐れるわけでして、その理由は先ほど申し上げましたから繰り返しませんけれども、結果的に法務省における委員会においては、多数意見はこうであったと言われることが私は嫌なので、そういう形で意見を一緒に出すということには、どうしても賛同しかねると。これは私の感覚の問題になってきますので、これは〇〇委員もご一緒だと思いますけれども、そういうことを申し上げているわけです。

ですから、名前を出してもらえれば、それで結構だと言っているわけでは決してないんですが、両先生に反論するようで大変恐縮ですけれども、オー

ブンだとか透明性というふうにおっしゃるのであれば、やはりそれは意見についてもそうあるべきだろうと私は思っておりますので、その点を付した上で、多数はこうであった、あるいは少数はこうであったということ自体は、私はどう考えても賛成できないという趣旨でございます。

- ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 私自身が、なぜこの意見分布の記述を不適切と考えているかと申し上げますと、やっぱり先ほど議長の〇〇先生からもご指摘あったように、かなりバックグラウンドの異なるメンバーの、いわば呉越同舟の議論になったというところで、どうしても方法論の確立された特定の学術分野ではなくて、それを超えた中でやってきましたので、いろいろ方法論が確立されていない中で、意見のすれ違いとかいうようなことが多かったのではないかと考えております。

ということで考えてみますと、この研究会としての委員の構成が、ほとんどの方が法律の専門家の方で、本来であれば、例えば、法の定めが市場に対して与える影響を分析するような経済学の専門家であるとか、あるいは実務の方も入っているとかいうような、もっとバランスのとれた構成が必要だったと思うんですが、結局、法律の学者の方が中心の研究会の中で、必ずしも方法論が共有できず、意見がかみ合うことなく終わるとなると、結論的にはその意見の多寡を書くことが、多数決そのものになってしまうのではないかというふうに考えているからであります。もちろん意見のすり合わせがよくできて、一定の結論ができたのならいいんですが、その段階には、議論としては至っていないというふうに考えておりますので、その意見分布について記述することは適切でないし、報告案からどうしても削除しないということであれば、その報告書の名義人から、私の名前は削除いただきたいと、これは前回も申し上げましたが、変わっておりません。その上で、この報告書の後ろに、少数意見の形で私の名義入りの別途の報告を載せてもらえるのか、あるいは、除名されたままに終わるのかは、お取り扱いをご検討いただきたいところでありますが、私の考えは以上でございます。

- ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 研究会として除名するということは、多分あり得ないと思いますので、そ

の点だけのご訂正をいただきたいと思います。

- 任命行為があったわけではないので。
- ほかにはご意見いかがですか。よろしいでしょうか。どうぞ、〇〇委員。
- 新しい意見というわけではないんですけれども、意見表明をしておいたほうがいいかと思いましたが発言させていただきます。私も、この研究会、限られたメンバー構成が載った上で、外国の法制を中心に研究するところから始まって、このメンバーの中で議論をしたということを前提とする報告書なわけです。この表現も、比較的多かったとか、非常に抑えた書き方になっているかと思えますし、この議論の成果を具体的なメンバーつきで出すということは、貴重な情報であると考えますので、この程度の傾向については、ひとり歩きの危険もないと考えますし、報告書のあり方として適切なものであると考えます。
- 〇〇委員，〇〇委員，〇〇委員の意見に同調いたします。それで何点か、同じことを実質的に繰り返して申し上げることになるかもしれませんが、補足させていただきますと思います。

大きく2つに分けて申し上げるといたしますと、研究会の議事録の扱いと、報告書における多寡の表現の扱いとは、性質を異にする問題なんだろうと思います。議論の経過の問題と、成果物においてどういうふうに取り扱うかという問題は、違う問題なのではないでしょうか。例えば恐縮なんですけれども、例えば、最高裁判所のする裁判というのは、多数意見と少数意見を示すことになっているんですが、あれは評議の秘密がないのかというと、裁判所法が定める評議の秘密は最高裁についてもあるはずで、途中の評議がどうだったかということは伏せられるんだけれども、それは折々自由な意見をまさにしましょうという意味であって、決して最高裁でも評議の秘密は排除されていないわけです。しかし、最終の裁判所には、個別の裁判官の意見を表示するということになるので、あれの関係と非常によく似ているんだろうと思います。

それからもう1点は、〇〇委員からお話のあったバックグラウンドというお話は、それとしてごもっともなお話だろうと思います。それに対する1つの考え方というのは、私は全くそうだと思うんですが、〇〇委員のおっしゃ

ったとおりで、それは法律のバックグラウンドを持つ人、実務のバックグラウンドを持つ人、経済学のバックグラウンドを持つ人が、委員の名簿は示されるわけでありますので、議論した結果、多寡がこうなったんだということを示すものを、人々がどう判断するのかという問題ではないでしょうか。国民生活に非常に影響のあるテーマでありますから、これだけ時間をかけて、公の財を使って議論した以上は、その意見の概要の分布を示すということは、むしろしたいとかという話ではなくて、責務なんだろうと思います。

ちょっと私個人の考えをつけ加えさせていただきますと、考え方は非常に違う部分があったかもしれませんが、私は、非常に〇〇先生の問題提起に接していろいろ勉強させていただいて、この研究会で大変勉強になったんです。名前をはずしますというふうな大変残念なお話を何度かいただくんですけれども、ぜひそんなことはおっしゃらないでいただきたいというお願いなんです。おそらく立場が逆になったとしても、私ならそうはしないだろうと思います。少数であって、しかし一生懸命議論して勉強になって、それは先ほどから議論があるように、また読み手の判断に委ねられることなんだと思いますから、こんなふうにして一生懸命勉強させていただいたわけなんで、ぜひとも〇〇先生と最後までご一緒させていただきたいなと思っておるものですから、ちょっとした所感としてつけ加えさせていただきたいと思います。以上です。

- ありがとうございます。最後の〇〇委員の所感は、全く私もそのとおりだと思います。
- 私のほうこそ全く勉強不足の中で、非常に刺激的な勉強をさせていただいたということで、個人としてはほんとうに〇〇先生はじめ、皆さんに非常に感謝しているところでございます。ただ、とはいえということですが、ではこの報告書の内容について、どこまで責任が持てるかというようなことですが、個人として勉強させていただいたということとは別に、その責任をとれるかどうかという観点から判断させていただくということでございます。
- 済みません、1点だけなんです。ちょっと私が途中で名前を明記うんぬんということを申し上げたので、〇〇先生からもご指摘をいただいたんですけれども、私がさっき申し上げた名前のうんぬんといったのは、議事録の公

開という意味で申し上げたのではなくて、まさに〇〇先生がおっしゃったような、判決を書くときに、裁判官は名前を明らかにするという趣旨もありますので、もしそういうことでいくならば、そういう意見の発表の仕方もあるんだろうし、ただ、それを皆さんに要求して、各委員が全部お名前を出すということを、私どもがほかの方に要求するというのは僭越でしょうし、越権だと思いますし、以前の議事録の公開のときの議論でわかっておりますから、それは申し上げません。ただ、オープンにして、透明にしてみんなにということであれば、本来そういうふうになるべきであって、そのことについて、自分たちのほうに振り返ってくるならば、今回のことについては、私と〇〇委員は同意見で少数意見になりますので、この少数意見だけを別にして明らかにしていただきたいと、こういう趣旨で言っているわけであります。これは別に〇〇先生に反論とかそういう意味ではなくて、言葉不足だったと思いますので、ちょっと説明を補わせていただきました。

- 私も〇〇先生に対する反論ではなくて、ちょっと舌足らずだったなと思って補足させていただきますけれども、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、多寡の文章の表現が、現在の報告書の案は、非常にやわらかく穏やかに書いていると私は評価していきまして、これでいいのではないかなと思うんです。いろいろなあり方というのは、論理的にはもうちょっと違うことも想定可能で、何とか委員は何々に対してこうだったとかという一覧表をつくるとかいうのもあり得ない話ではないんですが、ただちょっとそれは難しいなと思うのは、さっきもちょっと途中で申し上げましたけれども、新B案、新C案、D案の細部のところというのは、まだ必ずしも明らかになっていない部分があるので、やるならとことん厳密にやらないといけないんだけど、ちょっとそれをやるのにふさわしい状況ではないのだろうと思います。

それから、報告書の一番最後に一部の委員の方だけの意見を付するというのも、果たしていかがなものでしょうか。一部の委員の方のものだけが載っていて、ほかの方が載っていないということは、少し不釣り合いであるように思いますし、反対に、全員が個別の意見を後ろに、個別論文の寄せ集めみたいな形でつけるというのも適切ではないと思われますので、ちょっとそのあたりは次回の取りまとめに向けて、また事務局でも座長とともにお考えい

ただくことなんでしょうと思いますけれども、私が今聞いている限りでは、ちょっとそれは報告書の体裁として、一般にきちっと議論の成果を伝えるという見地からいったときに、どうだろうなという感じを抱いております。

● では、〇〇委員。

● 〇〇先生おっしゃったとおり、議論が十分厳密に尽くされていないので、だからこそ多寡を書きいただきたくはないということを申し上げているわけで、なおかつこの場合、多寡を書くことによりまして、私のほんとうに拙い狭い範囲での経験の中で申し上げて恐縮ですけれども、定期借家権の問題のときであるとか、そういう諸々のときに、やはりいろいろと賛成、反対の意見が動いていくわけです。今後、政治的な立法ということも考えていったときに、ここで私は法務省で、これだけの偉い先生たちが集まっている競売制度研究会で、かくかくしかじかこういうふうになったんだ、多数意見はこうであったということが、やはりひとり歩きするだろうと思っております。それを非常に危惧しているために、そういう形ではしていただきたくない。もしそういう形でするのであれば、おっしゃるとおり、これが報告書として我々が名前を載せないなんていうことは、非常にイレギュラーな、常識に反する行為だということは重々承知の上で、なおかつそれでもあえてそのような危惧のために、そういう選択をせざるを得ないということを申し上げているわけでして、この点は考え方というか、信念の問題になってくるかと思えます。そういう趣旨でございます。

● 〇〇委員。

● 〇〇委員の今のご発言に対してということではないんですけれども、まずひとり歩きという意味で、私が先ほど申し上げたような、名前が出て、これはこういうものだということでの受けとめ方がされるにすぎないのではないかということなんですけれども、先ほど〇〇委員もおっしゃっておりますように、やはりぜひ〇〇先生と〇〇先生に、このままの形で、委員の中で連名で1つの報告書を出していただきたいと思うわけであります。

例えば、B案、C案、D案、あるいは新B案、新C案というのも、それぞれ提案者がいるわけでありまして、それ自体、別に今、だれの意見ということではないと思うんです。これはいろいろここで議論する中で、いろ

いろと修正も入り、またブラッシュアップもし、そういう意味ではどんどんよくなってきたはずでありまして、みんなの共有の中で、共有の意見の幾つかのバリエーションであるということだと思えます。それはそれでお互いに批判もあるでしょうし、おかしいと思う点もあると思いますけれども、この委員会での議論を経て、これだけのものができたというB、C、Dであるということがありますので、これはやはり委員会としての意見として出すと。それについての賛成の、反対のという意見があるということについても明確にして、かつそれがどういう分かれ方をしたのかということまで書いて初めて、ここでみんなでやった議論を、きちんと外部に表現するということになるのではないかと考えています。そういう意味では、個人で何か意見があって、それを別にすべきであるとか、あるいは、自分は少数意見として位置づけられるのは非常に我慢ならないから、それであれば別で出すとか、既にそういうような性格のものではなくなっているのではないかと感じております。

- どうぞ。
- 今の〇〇委員のご意見、非常に賛同する部分が多いと考えております。私、何度も席上の中で、完全に議論が尽くされていない、あるいは、それぞれの異なる立場からのアプローチでの限界がある的な発言はいたしましたが、この報告書全体としてみれば、非常に有益な情報がぎっしりと詰まったすばらしい報告書であると、私も考えているわけです。もちろん立場の違う、ちょっとすれ違う議論もありますが、それ自身がこういう形で並列して提示していることの知的な付加価値というのは、非常に高いものがあると考えているんです。

ここから先が〇〇先生、〇〇先生とちょっと違ってくるのは、〇〇先生は、読み手の方の、そういったものを読むであろうところを信頼されているということだと思えますが、私が懸念するのは、むしろ今の報告書の74ページの最後の8行です。ここだけしか読まないということになっちゃうんじゃないか。そのために前半の部分が全部読み飛ばされてしまうということになれば、非常にこの報告書としても残念であるがゆえに、特にこの後ろの8行にあるような非常に深い議論があって、もちろん議論され尽くしてい

ない、されない部分があるわけなんですけれども、これ自身として非常に価値のある情報であるだけに、最後のこの8行だけがひとり歩きして、中身が読まれなくなるということを残念に思っているということ、最後につけ加えたいと思います。

- どうでしょうか。どうぞ。
- 2つのことを申し上げたいと思うんですけれども、再々ひとり歩きのおそれがあると。74ページの最後の8行しか読めないのではないかとということですが、そういう人もいるかもしれません。現に——現にと言っちゃいけないですね。今まではそういう人がいなかったというわけではないんじゃないかと思うんですけれども、しかし繰り返しますが、そういう人が現にいるからといって、そういう人を想定して意見書を書くべきなのかどうか。我々の態度として、誤読する人を前提に書かなければいけないのか。少数ではあるかもしれませんが、きちんと読んでくれる人を想定して書くのかということは、我々の対応決定の問題だろうと思います。ですから、先ほど申し上げたように、政治的にいろいろ使いたい人は、どういうふうにもいろいろ使うと思います。それは我々の手を離れれば、報告書はひとり歩きをする部分が出てくるのは仕方がないことなのかもしれませんが、しかしその中で、きちんと読んでくれる人を相手に報告書を書くべきなんだろうと思います。それが第1点です。

第2点は、これは今言った第1点と違ってとりとめのない話でございますけれども、たまたま私が先週出ていた会議では、やはりこの研究会とちょっと似たようなところもあるんですが、全体でみんなで知恵を出し合う、各国で知恵を出し合うような会議だったわけなんですけれども、最終日に採択された報告書でも、どういう意見には多くの支持が寄せられたとか、この意見に対しては支持が少なかったとかということが書かれるわけです。10年以上その会議に出ていますけれども、大体その形式で取りまとめられており、そういう意味では、大げさに言うと世界の常識なのかもしれないです。知恵を出し合った結果を、意見の多寡も含めて記したいと思うのは、特にこの研究会の中のみならず、広く認められていることなのかなと思いました。

ついでに事務局の人に、こういう多寡を書くなという意見があったかどうか

かということ聞いてみたんです。最終日の金曜日に、ちょっと時間があつたものですから。多い少ないが違ふという意見はあつたことがあるそうです。自分は少数意見ではないと思っていた、支持があつたはずだという、多寡の判断についてのご議論はあつたそうですけれども、多寡を書くなという意見はなかったというお話でございました。以上でございます。

- おおむねよろしゅうございましょうか。この第2の部分につきましては、今のように、それぞれのご議論が出ました。〇〇先生からは、信念の問題だというお話も出ましたが、今、この段階でどうだという取りまとめをすることは難しかろうと思います。したがって、まだ1回残されておりますので、次回もう一度ご議論をいただいて、本研究会としては最終的な結論を出したいと思います。

したがいまして、次回は本日いただいたご議論を報告書(案)のほうに反映して、いわば最終バージョンをつくっていただくと。それから、添付の書類についても、〇〇委員に先ほど出していないという、実は私も出していないので。気がつかれた方もいるかもしれませんが。出していない人は、ちゃんと宿題を果たして出すということで、添付の書面もすべて出てきた状態でご確認をいただいて、そして最終的な多寡の問題も含めて、研究会の報告書としてこれでいいのかどうかということを、最終的にご議論をいただくということにしたいと思います。

今日のところは、よろしゅうございましょうか。

- 座長、済みません。ちょっと不規則発言ですが。私、もしかすると次回、出席できない可能性があります。もし出られないときは、もちろんそれまでには宿題は果たしますけれども、内容については座長に一任いたしますので。

- はい。どうもありがとうございます。

それでは、よろしゅうございましょうか。次回は3月31日に最後の研究会を行って、報告書を取りまとめたいと思います。

あと、事務局のほうから何かございますか。

- 特にありません。
- 場所はここよろしいですか。

- はい。
- ということですので、それでは、次回最終回ですが、どうかよろしく願
いいたします。本日も、長時間どうもありがとうございました。